

人生設計倶楽部通信

連絡先 090-6403-4973 (本人携帯直通) 083-921-6100
Mail info@jinsei.info HP <http://jinsei.info>

日本年金機構「ねんきんネット」利用開始！！

平成 23 年 2 月 28 日より、24 時間いつでも、配布されているねんきん定期便よりも新しい年金記録を確認できるようになりました。年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、わかりやすくなっているそうです。主な機能としては、将来の年金額が試算できるなど、例えば「年金をもらいながら働き続けた場合などの年金額は？」といった機能を平成 23 年秋以降を追加して行く予定だそうです。

僕自身も、さっそく 2 月 28 日に登録の申請をしようと、ネットに接続したのですが、アクセスが集中しているため、ログインする事が出来ませんでした。今後の動向に注目です。不明な点がありましたら、いつでもご連絡下さい、まずは自分でためしている最中です。

平成 23 年度税制改正つまみぐい(相続・贈与)！！

昨年 12 月に閣議決定された「平成 23 年度税制改正大綱」ですが、本決まりになると私達にどのような影響がでてくるのでしょうか？個人的な感想ですと、相続税は大幅な増税、一方で贈与税は緩和。つまり「相続税は高くなるから、早めに子供などに贈与してその子供がどんどん使えば景気が良くなるでしょ！」といった印象です。「私の所は財産なんてあんまりないし無関係な話だね」と思われている方もいるでしょうが…土地の評価額は高めになる可能性がありますので頭の片隅に置いておかれても良いかもしれません。簡単な例で紹介します。夫婦と子供 2 人(お子様はすでに独立で別生計)でご主人に万が一あった場合のケース。今まで相続税がかかるか？かからないか？のポイントとなる控除額は、基礎控除5千万円と法定相続人(奥様、子供 2 人)3名で1千万×3=3千万円の合計8千万までは大丈夫でしたが、今回の改正が決定すれば控除額はいずれも6割になります。すなわち、8千万×0.6=4800万円が相続税がかかるかどうかの分岐点となるわけです。さらに、生命保険の非課税枠の縮小も大きな改正です。今までは法定相続人×500万円、上記の例ですと3名×500万円で、死亡保険金が1500万円あっても非課税でした。それが法定相続人という要件が変わり、(生計同一相続人 or 未成年者 or 障害者)に変更になりました。簡単に言いますと、上記の例では奥様 1 人の500万のみになります。今までの契約がどう扱われるのか？今後注目して行くつもりです。

～今月のイベント～

平成 23 年 3 月13日

クチコミセミナー「女性のためのセカンドライフ資金設計」

参加費 無料 (女性のみ限定) 募集人数 7 名

開始時間 PM1時～PM3時頃 ぷちへるぷ株式会社にて

問合せ先 083-921-6100 携帯 090-6403-4973

2011 年 3 月 創刊号

暮らしとお金のワンストップサービス

人生設計工房

<http://jinsei.info>

～料金表～

初回相談料 無料(1 時間程度)要予約

ライフプラン作成 10,500 円～

一般相談料 3,150 円(1 時間程度)

一般相談の前に初回相談無料で検討を！

当方取扱金融商品購入の場合 上記無料

別途講演依頼 承ります

顧問契約(個人)年間 31,500 翌年半額

顧問契約(法人)年間 63,000 翌年半額

社員向けライフプランセミナー

顧問契約者→無料 一般 10,500～(応相談)

詳しくは電話またはメールでご相談下さい

当方下記提携先とは金銭の授受はありません

この問題一体誰に相談しよう？
まずは私に聞いてみてください
力になります。



ファイナンシャルプランナー

小 田 博 隆 Hirotaka Oda

～経歴～

生年月日 昭和 48 年 10 月 25 日

血液型 O 型 星座 さそり座

山口県立西京高等学校普通科卒

「努力は実る」北九州予備校 1 年

関西学院大学 商学部卒

会計事務所勤務 12 年を経て

2010 年 10 月 FP として独立

～保有資格～

1 級 FP 技能士(国家資格)

CFP(日本 FP 協会)国際ライセンス

宅地建物取扱主任者有資格者

～提携先～

税理士、社会保険労務士

行政書士、FP、システムエンジニア

1 級建築士、モーゲージプランナー他